

学童クラブおやつ代の公会計化及び放課後等居場所事業における おやつ提供の実施について

学童クラブおやつ代の公会計化については、「杉並区区政経営改革推進計画」に基づき、保護者の利便性向上や、会計事務の透明性の確保を図るとともに、事務の効率化により、職員が子どもと接する時間を一層充実させる観点から、おやつ調達の手法を含めた事業全体の枠組みについて検討を進めてきました。あわせて「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、放課後等居場所事業（以下「居場所事業」という。）におけるおやつ提供の実施についても、児童の放課後の居場所機能の充実を図る観点から、検討を進めてきたところです。

この間の検討結果を受け、令和9年度からの公会計化と居場所事業におけるおやつ提供について、以下のとおり取り組むこととしましたので、報告します。

1 おやつ提供の考え方と費用負担のあり方

- 学童クラブのおやつは、育成支援の一環として、日常かつ継続的に提供するサービスであり、利用者が直接受益するものであることから、おやつ提供に係る経費を、学童クラブ利用料算定の原価に含め、利用料として徴収する。これにより、現行の私費会計によるおやつ代の徴収は廃止し、公会計による運用を開始する。
- 居場所事業のおやつは、利用児童が日々、変動することから希望者への提供とし、数量も学童クラブのおやつ（3種類程度の菓子を1セット）のうち、1～2個の提供とし、利用者負担は求めないこととする。

2 学童クラブ保護者負担の取扱い

- 現行のおやつ代月額1,800円は長期間改定していないが、この間の物価上昇等を踏まえれば、おやつ質及び量を維持しながら、安定的に提供するには、菓子類の消費者物価指数における上昇率を勘案して、保護者負担の増額を求めることが適当である。
- 一方で、物価高騰により、子育てにかかる保護者の経済的負担が増していることから、当面の間、現行の月額1,800円を維持することとし、学童クラブの利用料を現行の月額4,000円から、おやつ代を含めた5,800円に改定する。

3 アレルギー対応

- アレルギー事故のリスクを低減するため、提供するおやつは、特定原材料9品目を使用しない常温保存可能なものを基本とする。
- また、コンタミネーション（製造工程での意図しない原材料の混入）については、表示義務の対象外となっている。そのため、学童クラブにおいて、回避が必要な場合は、原則として、保護者が持参したおやつを提供する。この場合、当該児童に係る学童クラブ利用料については、所要の減額を行う。
- 居場所事業においては、個別のアレルギー対応は行わず、事前に保護者へアレルゲン情報を提示した上で、喫食の可否を判断してもらうこととする。

4 おやつ提供の試行実施

- おやつ提供の実施に当たっては、調達事務の効率化等を図るため、一括しておやつを調達し、定期的に各学童クラブ等に配送することを前提とし、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとしている。
- このため、調達、配送及び提供に係る手順等を検証するため、令和9年3月に、学童クラブ及び居場所事業において、新たなおやつ提供を試行的に実施する。
- なお、試行実施に要する経費は区が負担し、利用者負担は求めないこととする。

5 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|-----|------------------------------------|
| 令和8年 | 11月 | おやつ提供業務委託事業者の決定、保護者周知 |
| | | 第4回区議会定例会におやつ提供の試行実施に関する補正予算案を提出 |
| 令和9年 | 3月 | 学童クラブ及び居場所事業におけるおやつ提供の試行実施 |
| | 4月 | おやつ提供の本格実施（居場所事業は4月中旬から）、おやつ代の公会計化 |